



長野県報

4月1日(木)
令和3年
(2021年)
第192号

目次

規則

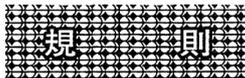
職員宿舎管理規則の一部を改正する規則(職員課)	2
児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則等の一部を改正する規則(こども・家庭課児童相談療育支援室、障がい者支援課)	3
介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則等の一部を改正する規則(介護支援課)	11
長野県住宅宿泊事業の適正な実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則(食品・生活衛生課)	23
長野県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則(自然保護課)	24
長野県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則(自然保護課)	29
長野県希少野生動植物保護条例施行規則の一部を改正する規則(自然保護課)	30
信州登山案内人条例施行規則の一部を改正する規則(山岳高原観光課)	30
長野県道路占用規則の一部を改正する規則(道路管理課)	34
県営住宅等に関する規則の一部を改正する規則(建築住宅課公営住宅室)	34
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第36条第2項の規定による移動等円滑化のために必要な信号機等の基準に関する条例施行規則(交通規制課)	35

告示

情報通信の技術の利用に関する条例施行規則に基づく手続(財政課)	36
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定(障がい者支援課)	36
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定更新(障がい者支援課)	36
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定辞退(障がい者支援課)	37
都市計画事業の事業計画の変更認可(生活排水課)	37
長野県立自然公園条例に基づく公園計画の変更及び公園計画を記載した図書の縦覧(自然保護課)	37
農畜産業振興事業補助金交付要綱の一部改正(園芸畜産課)	38
保安林予定森林にする旨の通知(4件)(森林づくり推進課)	39
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知(6件)(森林づくり推進課)	41
豪雪地帯対策特別措置法に基づく市町村道の改築工事(道路管理課)	43
長野県収入証紙売りさばき人の指定の取消し(会計課)	44
長野県社会教育主事派遣要綱の廃止(文化財・生涯学習課)	44
長野県高等学校等奨学金及び遠距離通学費貸与規程の一部改正(高校教育課)	44
文化財保護事業補助金交付要綱の一部改正(文化財・生涯学習課)	45

公告

特定調達契約に係る落札者の決定(財産活用課)	46
建築基準法に基づく公開による意見の聴取(建築住宅課)	46
土地改良区役員の就退任の届出(農地整備課)	47
開発行為に関する工事の完了(都市・まちづくり課)	47
随意契約の相手方の決定(生活排水課)	47
特定調達契約に係る落札者の決定(生活排水課)	48



職員宿舍管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和3年4月1日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第73号

職員宿舍管理規則の一部を改正する規則

職員宿舍管理規則(昭和39年長野県規則第23号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「財産管理者[㊦]」を「財産管理者」に改める。

様式第3号中

「

年 月 日	所 属 長
経 由	検 印

 宿舎入居承認申請書
 」を

「
 宿舎入居承認申請書
 」に、

「
 財 産 管 理 者 殿 を 「 (所 属 長 経 由)
 財 産 管 理 者 殿 に、
 」
 「職氏名 [㊦]」を「職氏名」に改める。

様式第4号中

「

年 月 日	所 属 長
経 由	検 印

 宿舎入居承認書
 」を

「
 宿舎入居承認書
 」に、

「
 様 を 「 (所 属 長 経 由)
 様 に、
 」
 「財 産 管 理 者 [㊦]」を「財 産 管 理 者」に改める。

様式第5号中「職氏名 [㊦]」を「職氏名」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する

職員課

児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布します。

令和3年4月1日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第74号

児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成25年長野県規則第8号)の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の1条を加える。

(感染症及び食中毒の予防等のための措置)

第1条の2 条例第12条第3項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 当該障害児入所施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して開催することができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該障害児入所施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該障害児入所施設等において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第24条第2項第1号中「4.3」を「4」に改め、同項第2号中「第28条第2項第3号において」を「以下」に改め、同項第3号中「次のア又はイに掲げる児童の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数の合計数」を「児童おおむね4人につき1人」に改め、同号のア及びイを削る。

第28条第2項第1号中「及び機能訓練担当職員」を「機能訓練担当職員及び看護職員」に、「すること」を「し、そのうち半数以上は児童指導員又は保育士でなければならない」に改め、同項第2号中「及び機能訓練担当職員」を「機能訓練担当職員及び看護職員」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項を同条第3項とし、同項の前に次の2項を加える。

条例第82条第1項ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 医療機関等との連携により、看護職員を福祉型児童発達支援センター(条例第82条第1項に規定する福祉型児童発達支援センターをいう。以下同じ。)に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケア(同項第8号に規定する医療的ケアをいう。次号及び第3号において同じ。)を行う場合
- (2) 当該福祉型児童発達支援センター(社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち喀痰吸引等(同法第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。)のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務(同法第48条の3第1項に規定する喀痰吸引等業務をいう。)を行う場合
- (3) 当該福祉型児童発達支援センター(社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち特定行為(同法附則第3条第1項に規定する特定行為をいう。)のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務(同法附則第20条第1項に規定する特定行為業務をいう。)を行う場合

2 条例第82条第1項第8号の規則で定める医療行為は、省令第63条第1項に規定する厚生労働大臣が定める医療行為とする。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成25年長野県規則第13号)の一部を次のように改正する。

目次中「第4条」を「第4条の4」に、「第4条の2—第4条の4」を「第4条の5—第4条の7」に、「第12条」を「第12条の2」に、「第25条」を「第25条の2」に、「第25条の2—第25条の4」を「第25条の3—第25条の5」に、「第52条の2」を「第52条の2・第52条の2の2」に、「第52条の3」を「第52条の3・第52条の4」に、「第54条の4」を「第54条の4の2」に改める。

第2章第2節中第4条の4を第4条の7とし、第4条の3を第4条の6とし、第4条の2を第4条の5とする。

第2章第1節中第4条の次に次の3条を加える。

(感染症の予防等のための措置)

第4条の2 条例第33条第3項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 当該指定居宅介護等事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して開催することができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定居宅介護等事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定居宅介護等事業所において、従業者及び管理者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会におけるテレビ電話装置等の活用)

第4条の3 条例第34条の2第3項第1号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。

(虐待の防止のための措置)

第4条の4 条例第39条の2の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 当該指定居宅介護等事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定居宅介護等事業所において、従業者及び管理者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (3) 前2号に掲げる措置の適切な実施を図るための業務を担当する者を置くこと。

第7条中「及び第4条」を「、第4条」に、「。」を「。）、第4条の2及び第4条の4」に改める。

第3章中第12条の次に次の1条を加える。

(準用)

第12条の2 第4条の3及び第4条の4の規定は、指定療養介護事業者について準用する。

- 2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成25年長野県規則第14号。以下「障害福祉サービス事業基準条例施行規則」という。）第2条の2及び第2条の3の規定は、指定療養介護事業者について準用する。この場合において、障害福祉サービス事業基準条例施行規則第2条の3第1号中「職員」とあるのは「従業者」と、同条第3号中「職員」とあるのは「従業者及び管理者」と読み替えるものとする。

第16条を次のように改める。

(準用)

第16条 第4条の3及び第4条の4の規定は、指定生活介護事業者について準用する。

- 2 障害福祉サービス事業基準条例施行規則第2条の2、第2条の3及び第4条の規定は、指定生活介護事業者及び指定生活介護事業所について準用する。この場合において、障害福祉サービス事業基準条例施行規則第2条の3第1号中「職員」とあるのは「従業者」と、同条第3号中「職員」とあるのは「従業者及び管理者」と読み替えるものとする。

第16条の5中「及び」を「、第4条の3、第4条の4及び」に改める。

第25条の4中「第3条、」の次に「第4条の3、第4条の4、」を加え、第5章第2節中同条を第25条の5とし、第25条の3を第25条の4とし、第25条の2を第25条の3とする。

第5章第1節中第25条の次に次の1条を加える。

(準用)

第25条の2 第4条の3及び第4条の4の規定は、指定短期入所事業者について準用する。

- 2 障害福祉サービス事業基準条例施行規則第2条の3の規定は、指定短期入所事業者について準用する。この場合において、同条第1号中「職員」とあるのは「従業者」と、同条第3号中「職員」とあるのは「従業者及び管理者」と読み替えるものとする。

第29条中「及び第4条」を「から第4条の2まで及び第4条の4」に改める。

第34条第2項中「第36条」の次に「及び第37条」を加える。

第37条を次のように改める。

(準用)

第37条 第4条の3及び第4条の4の規定は、指定機能訓練事業者について準用する。

- 2 障害福祉サービス事業基準条例施行規則第2条の2、第2条の3及び第4条の規定は、指定機能訓練事業者及び指定機能訓練の事業について準用する。この場合において、障害福祉サービス事業基準条例施行規則第2条の3第1号中「職員」とあるのは「従業者」と、同条第3号中「職員」とあるのは「従業者及び管理者」と読み替えるものとする。

第37条の4中「及び」を「、第4条の3、第4条の4及び」に改める。

第44条を次のように改める。

(準用)

第44条 第4条の3及び第4条の4の規定は、指定生活訓練事業者について準用する。

- 2 障害福祉サービス事業基準条例施行規則第2条の2、第2条の3及び第9条第1項の規定は、指定生活訓練事業者及び指定生活訓練の事業について準用する。この場合において、障害福祉サービス事業基準条例施行規則第2条の3第1号中「職員」とあるのは「従業者」と、同条第3号中「職員」とあるのは「従業者及び管理者」と読み替えるものとする。

第44条の4中「及び」を「、第4条の3、第4条の4及び」に改める。

第48条第1項中「第35条」を「第4条の3、第4条の4、第35条」に改め、同条第2項を次のように改める。

- 2 障害福祉サービス事業基準条例施行規則第2条の2、第2条の3及び第4条の規定は、条例第109条第1項に規定する指定就労移行支援事業者及び指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、障害福祉サービス事業基準条例施行規則第2条の3第1号中「職員」とあるのは「従業者」と、同条第3号中「職員」とあるのは「従業者及び管理者」と読み替えるものとする。

第50条第1項中「第35条」を「第4条の3、第4条の4、第35条」に改め、同条第2項を次のように改める。

- 2 障害福祉サービス事業基準条例施行規則第2条の2、第2条の3、第14条、第16条及び第17条の規定は、条例第111条第1項に規定する指定就労継続支援A型事業者及び指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、障害福祉サービス事業基準条例施行規則第2条の3第1号中「職員」とあるのは「従業者」と、同条第3号中「職員」とあるのは「従業者及び管理者」と読み替えるものとする。

第51条第1項中「第35条」を「第4条の3、第4条の4、第35条」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 障害福祉サービス事業基準条例施行規則第2条の2、第2条の3、第14条及び第18条の規定は、条例第114条第1項に規定する指定就労継続支援B型事業者及び指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、障害福祉サービス事業基準条例施行規則第2条の3第1号中「職員」とあるのは「従業者」と、同条第3号中「職員」とあるのは「従業者及び管理者」と読み替えるものとする。

第52条中「第36条第2項」を「第4条の3、第4条の4及び第36条第2項」に改め、同条に次の1項を加える。

2 障害福祉サービス事業基準条例施行規則第2条の2及び第2条の3の規定は、基準該当就労継続支援B型事業者について準用する。この場合において、障害福祉サービス事業基準条例施行規則第2条の3第1号中「職員」とあるのは「従業者」と、同条第3号中「職員」とあるのは「従業者及び管理者」と読み替えるものとする。

第13章中第52条の2の次に次の1条を加える。

(準用)

第52条の2の2 第4条の2及び第4条の4の規定は、条例第118条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者について準用する。

2 障害福祉サービス事業基準条例施行規則第2条の2の規定は、条例第118条の3第2項に規定する指定就労定着支援事業者について準用する。

第14章中第52条の3の次に次の1条を加える。

(準用)

第52条の4 第4条の2及び第4条の4の規定は、条例第118条の14第1項に規定する指定自立生活援助事業者について準用する。

2 障害福祉サービス事業基準条例施行規則第2条の2の規定は、条例第118条の14第1項に規定する指定自立生活援助事業者について準用する。

第15章第1節中第54条の4の次に次の1条を加える。

(準用)

第54条の4の2 第4条の3及び第4条の4の規定は、指定共同生活援助事業者について準用する。

2 障害福祉サービス事業基準条例施行規則第2条の2及び第2条の3の規定は、指定共同生活援助事業者について準用する。この場合において、障害福祉サービス事業基準条例施行規則第2条の3第1号中「職員」とあるのは「従業者」と、同条第3号中「職員」とあるのは「従業者及び管理者」と読み替えるものとする。

第55条第1項中「及び第5項並びに」を「並びに」に改め、同条第2項中「第109条第6項」を「第109条第5項」に改める。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成25年長野県規則第14号)の一部を次のように改正する。

目次中「第2条」を「第2条—第2条の5」に、「第5条」を「第5条の2」に、「第10条」を「第10条の2」に、「第17条」を「第17条の2」に改める。

第2章中第2条の次に次の4条を加える。

(療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議におけるテレビ電話装置等の活用)

第2条の2 条例第17条第5項に規定する会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して開催することができるものとする。

(感染症及び食中毒の予防等のための措置)

第2条の3 条例第27条第2項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

(1) 当該療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該療養介護事業所において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

(身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会におけるテレビ電話装置等の活用)

第2条の4 条例第28条第3項第1号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。

(虐待の防止のための措置)

第2条の5 条例第32条の2の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

(1) 当該療養介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該療養介護事業所において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

(3) 前2号に掲げる措置の適切な実施を図るための業務を担当する者を置くこと。

第3章中第5条の次に次の1条を加える。

(準用)

第5条の2 第2条の2から第2条の5までの規定は、生活介護事業者について準用する。この場合において、第2条の2中「第

17条第5項」とあるのは「第49条において準用する条例第17条第5項」と、第2条の3中「第27条第2項」とあるのは「第47条第2項」と、第2条の4中「第28条第3項第1号」とあるのは「第49条において準用する条例第28条第3項第1号」と、第2条の5中「第32条の2」とあるのは「第49条において準用する条例第32条の2」と読み替えるものとする。

第7条中「第4条の規定は、」を「第2条の2から第2条の5まで及び第4条の規定は、機能訓練事業者及び」に改め、「の設備」を削り、「同条中「条例第37条第2項」とあるのは、「条例」を「第2条の2中「第17条第5項」とあるのは「第54条において準用する条例第17条第5項」と、第2条の3中「第27条第2項」とあるのは「第54条において準用する条例第47条第2項」と、第2条の4中「第28条第3項第1号」とあるのは「第54条において準用する条例第28条第3項第1号」と、第2条の5中「第32条の2」とあるのは「第54条において準用する条例第32条の2」と、第4条中「第37条第2項」とあるのは「」に改める。

第5章中第10条の次に次の1条を加える。

(準用)

第10条の2 第2条の2から第2条の5までの規定は、生活訓練事業者について準用する。この場合において、第2条の2中「第17条第5項」とあるのは「第59条において準用する条例第17条第5項」と、第2条の3中「第27条第2項」とあるのは「第59条において準用する条例第47条第2項」と、第2条の4中「第28条第3項第1号」とあるのは「第59条において準用する条例第28条第3項第1号」と、第2条の5中「第32条の2」とあるのは「第59条において準用する条例第32条の2」と読み替えるものとする。

第12条中「第4条の規定は、」を「第2条の2から第2条の5まで及び第4条の規定は、就労移行支援事業者及び」に改め、「の設備」を削り、「同条中「条例第37条第2項」とあるのは、「条例」を「第2条の2中「第17条第5項」とあるのは「第66条第1項において準用する条例第17条第5項」と、第2条の3中「第27条第2項」とあるのは「第66条第1項において準用する条例第47条第2項」と、第2条の4中「第28条第3項第1号」とあるのは「第66条第1項において準用する条例第28条第3項第1号」と、第2条の5中「第32条の2」とあるのは「第66条第1項において準用する条例第32条の2」と、第4条中「第37条第2項」とあるのは「」に改める。

第7章中第17条の次に次の1条を加える。

(準用)

第17条の2 第2条の2から第2条の5までの規定は、就労継続支援A型事業者について準用する。この場合において、第2条の2中「第17条第5項」とあるのは「第80条において準用する条例第17条第5項」と、第2条の3中「第27条第2項」とあるのは「第80条において準用する条例第47条第2項」と、第2条の4中「第28条第3項第1号」とあるのは「第80条において準用する条例第28条第3項第1号」と、第2条の5中「第32条の2」とあるのは「第80条において準用する条例第32条の2」と読み替えるものとする。

第19条中「第3条、」を「第2条の2から第3条まで、」に改め、「は、」の次に「条例第82条第1項に規定する就労継続支援B型事業者及び」を加え、「条例第82条第1項」を「同項」に改め、「において、」の次に「第2条の2中「第17条第5項」とあるのは「第83条において準用する条例第17条第5項」と、第2条の3中「第27条第2項」とあるのは「第83条において準用する条例第47条第2項」と、第2条の4中「第28条第3項第1号」とあるのは「第83条において準用する条例第28条第3項第1号」と、第2条の5中「第32条の2」とあるのは「第83条において準用する条例第32条の2」と、」を加え、「条例第36条」を「第36条」に、「条例第83条」を「第83条」に、「条例第70条第2項」を「第70条第2項」に、「条例第71条第2項」を「第71条第2項」に改める。

第21条第1項中「及び第6項並びに」を「並びに」に改め、同条第2項中「第61条第7項」を「第61条第6項」に改める。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部改正)

第4条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成25年長野県規則第15号）の一部を次のように改正する。

第6条中「及び第6条並びに」を「から第10条まで及び」に、「第24条第1項」を「第18条第5項」に、「条例第34条」を「条例第24条第1項」に、「条例第34条」と、」を「第24条第1項」と、障害者支援施設基準条例施行規則第7条中「条例第34条」とあるのは「指定障害者支援施設基準条例第24条において準用する条例第34条」と、」に改め、「第38条の2」と」の次に「、障害者支援施設基準条例施行規則第8条中「条例第38条の2」とあるのは「指定障害者支援施設基準条例第24条において準用する条例第38条の2」と、同条第1号及び障害者支援施設基準条例施行規則第10条第1号中「職員」とあるのは「従業者」と、障害者支援施設基準条例施行規則第8条第3号及び第10条第2号中「職員」とあるのは「従業者及び管理者」と、障害者支援施設基準条例施行規則第9条中「条例第40条第3項第1号」とあるのは「指定障害者支援施設基準条例第24条において準用する条例第40条第3項第1号」と、障害者支援施設基準条例施行規則第10条中「条例第45条」とあるのは「指定障害者支援施設基準条例第24条において準用する条例第45条」と」を加える。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部改正)

第5条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成25年長野県規則第16号）の一部を次のように改正する。

第4条第7項中「、第5項」を「及び第5項」に改め、「及び第6項」を削り、同条第8項中「第11条第7項」を「第11条第6項」に改める。

第6条を第7条とし、同条の次に次の3条を加える。

(感染症及び食中毒の予防等のための措置)

第8条 条例第38条第2項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 当該障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該障害者支援施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

（身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会におけるテレビ電話装置等の活用）

第9条 条例第40条第3項第1号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。

（虐待の防止のための措置）

第10条 条例第45条の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 当該障害者支援施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該障害者支援施設において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (3) 前2号に掲げる措置の適切な実施を図るための業務を担当する者を置くこと。

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（施設障害福祉サービスの提供に当たる担当者等を招集して行う会議におけるテレビ電話装置等の活用）

第5条 条例第18条第5項に規定する会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して開催することができるものとする。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部改正）

第6条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成25年長野県規則第17号）の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の2条を加える。

（感染症及び食中毒の予防等のための措置）

第4条 条例第17条第2項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 当該地域活動支援センターにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して開催することができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該地域活動支援センターにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該地域活動支援センターにおいて、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

（虐待の防止のための措置）

第5条 条例第21条の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 当該地域活動支援センターにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して開催することができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該地域活動支援センターにおいて、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (3) 前2号に掲げる措置の適切な実施を図るための業務を担当する者を置くこと。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部改正）

第7条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成25年長野県規則第18号）の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の2条を加える。

（感染症の予防等のための措置）

第4条 条例第15条第2項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 当該福祉ホームにおける感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して開催することができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該福祉ホームにおける感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該福祉ホームにおいて、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

（虐待の防止のための措置）

第5条 条例第19条の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 当該福祉ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して開催することができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該福祉ホームにおいて、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

(3) 前2号に掲げる措置の適切な実施を図るための業務を担当する者を置くこと。

(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部改正)

第8条 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成25年長野県規則第19号)の一部を次のように改正する。

目次中「第8条」を「第8条の4」に、「第23条」を「第22条の2」に、「第30条」を「第30条の2」に改める。

第2条を次のように改める。

(医療行為)

第2条 条例第5条第2項の規則で定める医療行為は、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号。以下「省令」という。)第5条第2項に規定する厚生労働大臣が定める医療行為とする。

第2条の次に次の1条を加える。

(児童発達支援センター以外の指定児童発達支援事業所において看護職員を置かないことができる場合)

第2条の2 条例第5条第2項ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 医療機関等との連携により、看護職員(条例第5条第2項に規定する看護職員をいう。以下同じ。)を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケア(同項に規定する医療的ケアをいう。以下同じ。)を行う場合

(2) 当該児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち喀痰吸引等(同法第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。第3条の2第2号及び第22条の2第2号において同じ。)のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務(同法第48条の3第1項に規定する喀痰吸引等業務をいう。第3条の2第2号及び第22条の2第2号において同じ。)を行う場合

(3) 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち特定行為(同法附則第3条第1項に規定する特定行為をいう。第3条の2第3号及び第22条の2第3号において同じ。)のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務(同法附則第20条第1項に規定する特定行為業務をいう。第3条の2第3号及び第22条の2第3号において同じ。)を行う場合

第3条第1項中「第5条第3項」を「第5条第4項」に改め、同項第1号中「保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、「(同号に規定する障害福祉サービス経験者をいう。以下同じ。)」を削り、同条第2項中「保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に、「第5条第1項第3号」を「第5条第2項」に、「。」を「。）」又は看護職員(以下「機能訓練担当職員等」という。))に、「当該機能訓練担当職員」を「当該機能訓練担当職員等」に改め、同条第3項中「第5条第3項」を「第5条第4項」に、「第5条第2項に」を「第5条第3項に」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 看護職員 1以上

第3条第5項中「第1項第1号」を「第2項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第1号」に、「保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士の合計数」に改める。

第3条の次に次の1条を加える。

(児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所において看護職員を置かないことができる場合)

第3条の2 条例第6条第2項ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合

(2) 当該児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合

(3) 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合

第4条第1項中「第6条第4項」を「第6条第5項」に改め、同条第2項中「第6条第4項」を「第6条第5項」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 看護職員 医療的ケアを行うために必要な数

第4条第3項中「第6条第4項」を「第6条第5項」に改め、同条第4項中「第6条第1項から第3項」を「第6条第2項から第4項」に、「機能訓練担当職員、言語聴覚士及び看護師」を「言語聴覚士及び機能訓練担当職員等」に改め、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項中「第6条第5項」を「第6条第6項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 前項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第2号のアの児童指導員及び保育士の総数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

第7条第1項中「次条第2項」を「第8条第2項」に、「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号。以下「省令」という。))」を「省令」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議におけるテレビ電話装置等の活用)

第7条の2 条例第26条第5項に規定する会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を

活用して開催することができるものとする。

第2章第1節中第8条の次に次の3条を加える。

(感染症及び食中毒の予防等のための措置)

第8条の2 条例第40条第2項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 当該指定児童発達支援事業所において、従業者及び管理者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。
- (身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会におけるテレビ電話装置等の活用)

第8条の3 条例第43条第3項第1号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。

(虐待の防止のための措置)

第8条の4 条例第44条第2項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 当該指定児童発達支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定児童発達支援事業所において、従業者及び管理者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (3) 前2号に掲げる措置の適切な実施を図るための業務を担当する者を置くこと。

第12条中「第8条」を「第8条の4」に改める。

第13条第1項第1号中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第3項を削る。

第14条中「及び第7条」を「、第7条」に、「。）」を「。)、第7条の2及び第8条の2から第8条の4まで」に、「読み替える」を「、第8条の2第3号及び第8条の4第2号中「従業者及び管理者」とあるのは「従業者」と読み替える」に改める。

第22条中「第8条」を「第7条の2から第8条の4まで」に改める。

第4章第1節中第23条の前に次の1条を加える。

(指定放課後等デイサービス事業所において看護職員を置かないことができる場合)

第22条の2 条例第59条第2項ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 医療機関等との連携により看護職員を指定放課後等デイサービス事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合
- (2) 当該指定放課後等デイサービス事業所(社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合
- (3) 当該指定放課後等デイサービス事業所(社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合

第23条第1項中「第59条第3項」を「第59条第4項」に改め、同項第1号中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第2項中「指導員」を「児童指導員」に、「機能訓練担当職員」を「機能訓練担当職員等」に改め、同条第3項中「第59条第3項」を「第59条第4項」に改め、同条第5項中「第1項第1号」を「第2項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第1号」に、「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士の合計数」に改める。

第26条中「及び」を「、第7条の2、第8条の2から第8条の4まで及び」に改める。

第27条中「第13条、」を「第7条の2、第8条の2から第8条の4まで、第13条、」に、「において」を「において、第8条の2第3号及び第8条の4第2号中「従業者及び管理者」とあるのは「従業者」と」に改める。

第28条第2項中「の学部」を「(短期大学を除く。)若しくは大学院において」に、「学科」を「学科、研究科」に改める。

第5章中第30条の次に次の1条を加える。

(準用)

第30条の2 第7条の2及び第8条の2から第8条の4までの規定は、指定居宅訪問型児童発達支援事業者について準用する。この場合において、第8条の2第3号及び第8条の4第2号中「従業者及び管理者」とあるのは「従業者」と読み替えるものとする。

第32条中「第29条」を「第7条の2、第8条の2から第8条の4まで、第29条」に、「事業」を「事業及び指定保育所等訪問支援事業者」に改める。

第33条第1項中「第5項及び第6項」を「第6項及び第7項」に改め、同条第2項中「第5条第4項」を「第5条第5項及び第59条第5項」に、「、保育士又は障害福祉サービス経験者」とあり、及び条例第59条第4項中「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改める。

(児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部改正)

第9条 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成25年長野県規則第20号)の一部を次のように改正する。

第12条中「第6条及び第7条」を「第7条から第12条まで」に改め、同条を第17条とし、第9条から第11条までを5条ずつ繰り下げ、第8条を第13条とし、同条の前に次の3条を加える。

(感染症及び食中毒の予防等のための措置)

第10条 条例第37条第2項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 当該指定福祉型障害児入所施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 当該指定福祉型障害児入所施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 当該指定福祉型障害児入所施設において、従業者及び管理者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。
- (身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会におけるテレビ電話装置等の活用)

第11条 条例第40条第3項第1号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

(虐待の防止のための措置)

第12条 条例第41条第2項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 当該指定福祉型障害児入所施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定福祉型障害児入所施設において、従業者及び管理者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (3) 前2号に掲げる措置の適切な実施を図るための業務を担当する者を置くこと。

第7条を第9条とし、第6条を第8条とし、同条の前に次の1条を加える。

(指定入所支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議におけるテレビ電話装置等の活用)

第7条 条例第20条第5項に規定する会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して開催することができるものとする。

第5条第1項中「第11条第1項」を「第16条第1項」に改め、同条第2項中「第11条第2項第1号」を「第16条第2項第1号」に改め、同条を第6条とし、第4条を第5条とする。

第3条第1号のうち「乳幼児のみ」を「乳児又は幼児（以下この号及び第13条第2号のアの(イ)において「乳幼児」という。）のみ」に改め、同条を第4条とする。

第2条第2号中「第8条第2号に」を「第13条第2号に」に改め、同号のアの(ア)中「4.3」を「4」に改め、同アの(イ)中「障害児である乳児又は幼児（次条第1号のウ及び第8条第2号のアの(イ)において「乳幼児」という。）及び「及び障害児である少年の数を5で除して得た数の合計数」を削り、「当該合計数」を「当該数」に改め、同条第5号中「第8条第5号」を「第13条第5号」に改め、同条第6号の附中「第8条第2号のアの(ア)」を「第13条第2号のアの(ア)」に改め、同条を第3条とする。

第1条の次に次の1条を加える。

(心理指導を担当する職員の資格要件)

第2条 条例第4条第2項第3号に定める心理指導を担当する職員は、学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に存する第1条の規定による改正前の児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則（次項及び附則第4項において「旧児童福祉施設基準規則」という。）第24条第2項第1号に規定する主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設については、第1条の規定による改正後の児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則（次項及び附則第4項において「新児童福祉施設基準規則」という。）第24条第2項第1号の規定にかかわらず、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に存する旧児童福祉施設基準規則第24条第2項第3号に規定する主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設については、新児童福祉施設基準規則第24条第2項第3号の規定にかかわらず、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 4 この規則の施行の際現に存する旧児童福祉施設基準規則第27条第1号に規定する福祉型児童発達支援センターに対する新児童福祉施設基準規則第28条第4項第1号の規定の適用については、令和4年3月31日までの間、同号中「し、そのうち半数以上は児童指導員又は保育士でなければならない」とあるのは、「すること」とする。
- 5 この規則の施行の際現に指定を受けている第8条の規定による改正前の児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（附則第7項及び附則第8項において「旧指定通所支援基準規則」という。）第7条第1項に規定する指定児童発達支援事業者（次項において「旧指定児童発達支援事業者」という。）に対する第8条の規定による改正後の児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（以下「新指定通所支援基準規則」という。）

- 第3条第2項及び第5項の規定の適用については、令和5年3月31日までの間、同条第2項中「又は保育士」とあるのは「、保育士又は学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)(若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの(以下「障害福祉サービス経験者」という。))と、同条第5項中「又は保育士の合計数」とあるのは「、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数(看護職員を除く。)」とする。
- 6 旧指定児童発達支援事業者については、新指定通所支援基準規則第4条第5項の規定にかかわらず、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 7 この規則の施行の際現に旧指定通所支援基準規則第13条第1項第1号に規定する基準該当児童発達支援に関する基準を満たしている基準該当児童発達支援事業者については、旧指定通所支援基準規則第13条第3項(旧指定通所支援基準規則第27条において準用する場合を含む。)の規定は、令和5年3月31日までの間は、なおその効力を有する。
- 8 この規則の施行の際現に指定を受けている旧指定通所支援基準規則第25条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者(次項において「旧指定放課後等デイサービス事業者」という。)に対する新指定通所支援基準規則第23条第2項の規定の適用については、令和5年3月31日までの間、同項中「又は保育士」とあるのは、「、保育士又は障害福祉サービス経験者」とする。
- 9 旧指定放課後等デイサービス事業者に対する新指定通所支援基準規則第23条第5項の規定の適用については、令和5年3月31日までの間、同項中「又は保育士の合計数」とあるのは、「、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数(看護職員を除く。)」とする。
- 10 この規則の施行の際現に指定を受けている第9条の規定による改正前の児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則(次項において「旧指定入所施設基準規則」という。)第2条第2号のアの(ア)に規定する主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設については、第9条の規定による改正後の児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則(次項において「新指定入所施設基準規則」という。)第3条第2号のアの(ア)の規定にかかわらず、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 11 この規則の施行の際現に指定を受けている旧指定入所施設基準規則第2条第2号のアの(イ)に規定する主として盲児又はろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設については、新指定入所施設基準規則第3条第2号のアの(イ)の規定にかかわらず、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例による。

こども・家庭課児童相談療育支援室
障がい者支援課

介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布します。

令和3年4月1日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第75号

介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成25年長野県規則第22号)の一部を次のように改正する。

目次中「第9条」を「第9条の3)」に、「第9条の2・第9条の3」を「第9条の4・第9条の5」に、「附則」を「

第14章 雑則(第90条)
附則

」

第2章第2節中第9条の3を第9条の5とし、第9条の2を第9条の4とする。

第2章第1節中第9条の次に次の2条を加える。

(感染症の予防等のための措置)

第9条の2 条例第31条第3項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- 当該指定訪問介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して開催することができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。
- 当該指定訪問介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実

施すること。

(虐待の防止のための措置)

第9条の3 条例第38条の2の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置の適切な実施を図るための業務を担当する者を置くこと。

第17条中「及び第8条」を「、第8条、第9条の2及び第9条の3」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第9条の2中「第31条第3項」とあるのは「第52条において準用する条例第31条第3項」と、同条及び第9条の3中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、同条中「第38条の2」とあるのは「第52条において準用する条例第38条の2」と読み替えるものとする。

第22条中「第8条」を「第8条、第9条の2、第9条の3」に、「おいて、」を「おいて、第9条の2中「第31条第3項」とあるのは「第66条において準用する条例第31条第3項」と、同条及び第9条の3中「訪問介護員等」とあるのは「条例第56条第1項に規定する従業者」と、同条中「第38条の2」とあるのは「第66条において準用する条例第38条の2」と、」に改める。

第23条の次に次の1条を加える。

(リハビリテーション会議におけるテレビ電話装置等の活用)

第23条の2 条例第71条第5号に規定するリハビリテーション会議は、テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。ただし、利用者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者又はその家族の同意を得なければならない。

第25条中「第8条」を「第8条、第9条の2、第9条の3」に、「おいて、」を「おいて、第9条の2中「第31条第3項」とあるのは「第75条において準用する条例第31条第3項」と、同条及び第9条の3中「訪問介護員等」とあるのは「条例第68条第1項に規定する従業者」と、同条中「第38条の2」とあるのは「第75条において準用する条例第38条の2」と、」に改める。

第28条中「又は歯科医師」を「若しくは歯科医師又は薬剤師」に、「の規定」を「又は同条第2項第4号の規定」に改める。

第29条中「第8条」を「第8条、第9条の2、第9条の3」に、「おいて、」を「おいて、第9条の2中「第31条第3項」とあるのは「第83条において準用する条例第31条第3項」と、同条及び第9条の3中「訪問介護員等」とあるのは「居宅療養管理指導従業者」と、同条中「第38条の2」とあるのは「第83条において準用する条例第38条の2」と、」に改める。

第34条中「及び第8条」を「、第8条、第9条の2及び第9条の3」に、「第31条」を「第31条」と、第9条の2中「第31条第3項」とあるのは「第94条第2項」と、同条及び第9条の3中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、同条中「第38条の2」とあるのは「第96条において準用する条例第38条の2」に改める。

第44条中「第8条」を「第8条、第9条の2、第9条の3」に、「おいて、」を「おいて、第9条の2中「第31条第3項」とあるのは「第123条第2項」と、同条及び第9条の3中「訪問介護員等」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と、同条中「第38条の2」とあるのは「第125条において準用する条例第38条の2」と、」に改める。

第45条第6項中「の規則」を「及び第4項ただし書の規則」に改め、同条に次の1項を加える。

7 指定短期入所生活介護事業者は、第1項第3号の規定により看護職員を配置しなかった場合であっても、利用者の状態像に応じて必要がある場合には、病院、診療所又は指定訪問看護ステーション（併設事業所にあっては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（第47条第6項において「併設本体施設」という。）を含む。）との密接な連携により看護職員を確保することとする。

第47条第1項第2号のア中「第93条」を「第93条第1項」に改め、同号のイ中「第93条」を「第93条第1項」に、「訓練」を「避難訓練、救出訓練その他必要な訓練」に、「同条」を「同項」に改め、同条第6項中「併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この項において「」及び「という。）」を削る。

第52条中「第8条」を「第8条、第9条の2、第9条の3」に、「おいて、」を「おいて、第9条の2中「第31条第3項」とあるのは「第143条において準用する条例第94条第2項」と、同条及び第9条の3中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、同条中「第38条の2」とあるのは「第143条において準用する条例第38条の2」と、」に改める。

第53条第1項第1号のア中「おおむね」を「原則としておおむね」に、「とする」を「とし、15人を超えない」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項から第6項までを1項ずつ繰り上げる。

第66条中「第8条」を「第8条、第9条の2、第9条の3」に、「おいて、」を「おいて、第9条の2中「第31条第3項」とあるのは「第171条において準用する条例第123条第2項」と、同条及び第9条の3中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、同条中「第38条の2」とあるのは「第171条において準用する条例第38条の2」と、」に改める。

第72条の次に次の1条を加える。

(身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会におけるテレビ電話装置等の活用)

第72条の2 条例第184条第6項第1号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。

第75条中「、第8条」を「、第8条、第9条の2、第9条の3」に、「第180条第1項」を「第180条第1項」と、第9条の2中「第31条第3項」とあるのは「第193条において準用する条例第94条第2項」と、同条及び第9条の3中「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と、同条中「第38条の2」とあるのは「第193条において準用する条例第38条の2」に改める。

第84条中「第8条」を「第8条、第9条の2、第9条の3」に、「おいて、」を「おいて、第9条の2中「第31条第3項」とあるのは「第212条第6項」と、同条及び第9条の3中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条中「第38条の2」とあるのは「第215条において準用する条例第38条の2」と、」に改める。

第89条中「第6条」を「第6条、第9条の2、第9条の3」に、「おいて、」を「おいて、第9条の2中「第31条第3項」とあるのは「第224条において準用する条例第31条第3項」と、同条及び第9条の3中「訪問介護員等」とあるのは「条例第224条において準用する条例第205条第1項に規定する福祉用具専門相談員」と、同条中「第38条の2」とあるのは「第224条において準用する条例第38条の2」と、」に改める。

第13章の次に次の1章を加える。

第14章 雑則

(電磁的記録等)

第90条 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、条例及びこの規則の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されており、又は想定されるもの(条例第11条第1項(条例第52条、第66条、第75条、第83条、第96条、第125条、第143条、第171条、第193条、第215条及び第224条において準用する場合を含む。)及び第183条第1項並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下この項において「交付等」という。)のうち、条例及びこの規則の規定において書面で行うことが規定されており、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

附則第13項の前の見出し、同項及び附則第14項中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

(介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行規則(平成25年長野県規則第23号)の一部を次のように改正する。

「
目次中「附則」を第14章 雑則(第86条)に改める。
附則」

第14条の4の次に次の1条を加える。

(サービス担当者会議におけるテレビ電話装置等の活用)

第14条の4の2 条例第45条の9に規定するサービス担当者会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して開催することができるものとする。ただし、利用者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者又はその家族の同意を得なければならない。

第15条の2の次に次の2条を加える。

(感染症の予防等のための措置)

第15条の3 条例第48条の3第3項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防訪問入浴介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(虐待の防止のための措置)

第15条の4 条例第48条の10の2の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、介護予防訪問入浴介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置の適切な実施を図るための業務を担当する者を置くこと。

第22条中「の規定」を「から第15条の4までの規定」に、「読み替える」を「、第15条の3中「第48条の3第3項」とあるのは「第61条において準用する条例第48条の3第3項」と、同条及び第15条の4中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「条例第56条

第1項に規定する従業者」と、同条中「第48条の10の2」とあるのは「第61条において準用する条例第48条の10の2」と読み替える」に改める。

第23条の次に次の1条を加える。

(リハビリテーション会議におけるテレビ電話装置等の活用)

第23条の2 条例第72条第1号に規定するリハビリテーション会議は、テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。ただし、利用者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者又はその家族の同意を得なければならない。

第25条中「第15条の2」を「第15条の2から第15条の4まで」に、「第67条」を「第67条」と、第15条の3中「第48条の3第3項」とあるのは「第70条において準用する条例第48条の3第3項」と、同条及び第15条の4中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「条例第66条第1項に規定する従業者」と、同条中「第48条の10の2」とあるのは「第70条において準用する条例第48条の10の2」に改める。

第28条中「又は歯科医師」を「若しくは歯科医師又は薬剤師」に、「の規定」を「又は同条第2項第4号の規定」に改める。

第29条中「第15条の2」を「及び第15条の2から第15条の4まで」に、「第75条」を「第75条」と、第15条の3中「第48条の3第3項」とあるのは「第78条において準用する条例第48条の3第3項」と、同条及び第15条の4中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と、同条中「第48条の10の2」とあるのは「第78条において準用する条例第48条の10の2」に改める。

第40条中「第15条の2」を「第15条の2から第15条の4まで」に、「第38条」を「第38条」と、第15条の3中「第48条の3第3項」とあるのは「第101条第2項」と、同条及び第15条の4中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「条例第98条第1項に規定する従業者」と、同条中「第48条の10の2」とあるのは「第103条において準用する条例第48条の10の2」に改める。

第41条第6項中「の規則」を「及び同条第4項ただし書の規則」に改め、同条に次の1項を加える。

7 指定短期入所生活介護事業者は、第1項第3号の規定により看護職員を配置しなかった場合であっても、利用者の状態像に応じて必要がある場合には、病院、診療所又は指定介護予防訪問看護ステーション(併設事業所にあっては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等を含む。)との密接な連携により看護職員を確保することとする。

第43条第1項第2号のア中「第87条」を「第99条の6第1項」に、同号のイ中「第87条」を「第99条の6第1項」に、「訓練」を「避難訓練、救出訓練その他必要な訓練」に、「同条」を「同項」に改める。

第48条中「第15条の2」を「第15条の2から第15条の4まで」に、「第43条」を「第43条」と、第15条の3中「第48条の3第3項」とあるのは「第114条の2第2項」と、同条及び第15条の4中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「第108条第1項に規定する従業者」と、同条中「第48条の10の2」とあるのは「第117条において準用する条例第48条の10の2」に改める。

第49条第1項第1号のア中「おおむね」を「原則としておおむね」に、「とする」を「とし、15人を超えない」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項から第6項までを1項ずつ繰り上げる。

第63条中「第15条の2」を「第15条の2から第15条の4まで」に、「第59条」を「第59条」と、第15条の3中「第48条の3第3項」とあるのは「第145条において準用する条例第101条第2項」と、同条及び第15条の4中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「条例第141条第1項に規定する従業者」と、同条中「第48条の10の2」とあるのは「第145条において準用する条例第48条の10の2」に改める。

第69条の次に次の1条を加える。

(身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会におけるテレビ電話装置等の活用)

第69条の2 条例第163条第3項第1号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。

第71条中「第15条の2」を「第15条の2から第15条の4まで」に、「第68条」を「第68条」と、第15条の3中「第48条の3第3項」とあるのは「第169条において準用する条例第114条の2第2項」と、同条及び第15条の4中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と、同条中「第48条の10の2」とあるのは「第169条において準用する条例第48条の10の2」に改める。

第80条中「第15条の2」を「第15条の2から第15条の4まで」に、「第77条」を「第77条」と、第15条の3中「第48条の3第3項」とあるのは「第191条第6項」と、同条及び第15条の4中「介護予防訪問入浴介護」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条中「第48条の10の2」とあるのは「第194条において準用する条例第48条の10の2」に改める。

第85条中「まで」を「まで、第15条の3、第15条の4」に、「第188条第1項」を「第188条第1項」と、第15条の3中「第48条の3第3項」とあるのは「第204条において準用する条例第48条の3第3項」と、同条及び第15条の4中「介護予防訪問入浴介護」とあるのは「条例第204条において準用する条例第187条第1項に規定する福祉用具専門相談員」と、同条中「第48条の10の2」とあるのは「第204条において準用する条例第48条の10の2」に改める。

第13章の次に次の1章を加える。

第14章 雑則

(電磁的記録等)

第86条 指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、条例及びこの規則の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されており、又

は想定されるもの(条例第45条の7第1項(条例第61条、第70条、第78条、第103条、第117条、第145条、第169条、第194条及び第204条において準用する場合を含む。)及び第162条第1項並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下この項において「交付等」という。)のうち、条例及びこの規則の規定において書面で行うことが規定されており、又は想定されているものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

附則第12項の前の見出し、同項及び附則第13項中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

(介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成25年長野県規則第24号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「第12条」を「第14条」に改め、同項第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第4項ただし書を次のように改める。

ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第2条第10項中「指定地域密着型サービス基準」を「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)」に、「第8条」を「第9条」に改める。

第12条を第15条とし、同条の次に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第16条 指定介護老人福祉施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、条例及びこの規則の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されており、又は想定されるもの(条例第9条第1項及び第12条第1項並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定介護老人福祉施設及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下この項において「交付等」という。)のうち、条例及びこの規則の規定において書面で行うことが規定されており、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

第11条第1号のアの(り)中「おおむね」を「原則としておおむね」に、「する」を「し、15人を超えない」に改め、同アの(オ)を削り、同アの(カ)を同アの(オ)とし、同条を第13条とし、同条の次に次の1条を加える。

(ユニット型介護老人福祉施設で開催する身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会におけるテレビ電話装置等の活用)

第14条 条例第45条第8項第1号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。

第10条第3号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。)」を加え、同条に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置の適切な実施を図るための業務を担当する者を置くこと。

第10条を第11条とし、同条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止のための措置)

第12条 条例第39条の2の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

(1) 当該指定介護老人福祉施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護老人福祉施設における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置の適切な実施を図るための業務を担当する者を置くこと。

第9条第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。)」を加え、同条第3号中「研修」を「研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」に改め、同条第4号中「及び」を「又は」に改め、同条を第10条とし、第8条を第9条とする。

第7条第7項中「第5項」を「第6項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第4項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 条例第15条第5項に規定するサービス担当者会議は、テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。ただし、入所者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者又はその家族の同意を得なければならない。

第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

(身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会におけるテレビ電話装置等の活用)

第7条 条例第14条第6項第1号に規定する委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して開催することができるものとする。

附則第5項及び第6項中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則第7項中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に、「第11条第4号」を「第13条第4号」に改める。

附則第10項中「第11条第1号」を「第13条第1号」に改める。

（介護老人保健施設の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行規則の一部改正）

第4条 介護老人保健施設の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行規則（平成25年長野県規則第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「第14条」を「第17条」に改め、同項第6号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第4項ただし書を次のように改める。

ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。

第2条第6項及び第7項中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

第4条第1項第2号のア中「第31条」を「第31条第1項」に改め、同号のイ中「第31条」を「第31条第1項」に、「訓練」を「避難訓練、救出訓練その他必要な訓練」に、「同条」を「同項」に改める。

第14条を第17条とし、同条の次に次の1条を加える。

（電磁的記録等）

第18条 介護老人保健施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、条例及びこの規則の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されており、又は想定されるもの（条例第10条第1項及び第13条第1項並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 介護老人保健施設及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下この項において「交付等」という。）のうち、条例及びこの規則の規定において書面で行うことが規定されており、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

第13条第1項第3号のア中「おおむね」を「原則としておおむね」に、「する」を「し、15人を超えない」に改め、同条第2項を削り、同条第3項を同条第2項とし、同条第4項から第6項までを1項ずつ繰り上げ、同条を第15条とし、同条の次に次の1条を加える。

（ユニット型介護老人保健施設で開催する身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会におけるテレビ電話装置等の活用）

第16条 条例第45条第8項第1号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。

第12条第3号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。）」を加え、同条に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置の適切な実施を図るための業務を担当する者を置くこと。

第12条を第13条とし、同条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止のための措置）

第14条 条例第39条の2の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

(1) 当該介護老人保健施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該介護老人保健施設における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該介護老人保健施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置の適切な実施を図るための業務を担当する者を置くこと。

第11条第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。）」を加え、同条第3号中「研修」を「研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」に改め、同条を第12条とし、第10条を第11条とし、第9条を第10条とする。

第8条第7項中「第5項」を「第6項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第4項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 条例第16条第5項に規定するサービス担当者会議は、テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。ただし、入所者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者又はその家族の同意を得なければならない。

第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

（身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会におけるテレビ電話装置等の活用）

第8条 条例第15条第6項第1号に規定する委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して開催することができるものとする。

附則第8項及び附則第9項中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則第10項中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改め、同項第2号中「第13条第1項第2号」を「第15条第1項第2号」に改める。

附則第12項中「第13条第1項第3号のイの(ア)のb」を「第15条第1項第3号のイの(ア)のb」に改める。

(養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部改正)

第5条 養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成25年長野県規則第26号)の一部を次のように改正する。

第3条第14項第2号のA中「栄養士」を「生活相談員、栄養士」に改める。

第6条第3号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。)」を加え、同条に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置の適切な実施を図るための業務を担当する者を置くこと。

第6条を第7条とし、同条の次に次の2条を加える。

(虐待の防止のための措置)

第8条 条例第29条の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

(1) 当該養護老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該養護老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該養護老人ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置の適切な実施を図るための業務を担当する者を置くこと。

(電磁的記録)

第9条 養護老人ホーム及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、条例及びこの規則の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されており、又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

第5条第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。)」を加え、同条第3号中「研修」を「研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」に改め、同条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

(身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会におけるテレビ電話装置等の活用)

第5条 条例第15条第6項第1号に規定する委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して開催することができるものとする。

(特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部改正)

第6条 特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成25年長野県規則第27号)の一部を次のように改正する。

第2条第4項第3号中「第7条」を「第9条」に改める。

第3条第7項中「第11条」を「第14条」に、「第10条」を「第13条」に改める。

第12条中「第6条及び第7条」を「第8条及び第9条」に改め、同条を第16条とし、同条の次に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第17条 特別養護老人ホーム及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、条例及びこの規則の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されており、又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 特別養護老人ホーム及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの(以下この項において「説明等」という。)のうち、条例及びこの規則の規定において書面で行うことが規定されており、又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。)により行うことができる。

第11条第6項第2号のA中「栄養士」を「生活相談員、栄養士」に改め、同条を第14条とし、同条の次に次の1条を加える。

(協議会におけるテレビ電話装置等の活用)

第15条 条例第45条第1項に規定する協議会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。ただし、入所者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者又はその家族の同意を得なければならない。

第10条を第13条とする。

第9条第1項中「から第4条まで」を「、第3条、第5条及び第7条」に改め、同条を第12条とし、第8条を第11条とし、同条の前に次の1条を加える。

(ユニット型特別養護老人ホームで開催する身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会におけるテレビ電話装置等の活用)

第10条 条例第37条第8項第1号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。

第7条第1項第1号のAの(イ)中「おおむね」を「原則としておおむね」に、「しなければならない」を「し、15人を超えない」に改め、

同アの(エ)を次のように改める。

(エ) 一の居室の床面積は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

第7条を第9条とする。

第6条中「並びに第4条」を「、第5条並びに第7条」に改め、同条を第8条とし、同条の前に次の1条を加える。

(虐待の防止のための措置)

第7条 条例第32条の2の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 当該特別養護老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該特別養護老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該特別養護老人ホームにおいて、介護職員その他の職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置の適切な実施を図るための業務を担当する者を置くこと。

第5条第3号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。)」を加え、同条に次の1号を加える。

- (4) 前3号に掲げる措置の適切な実施を図るための業務を担当する者を置くこと。

第5条を第6条とする。

第4条第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。)」を加え、同条第3号中「研修」を「研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」に改め、同条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

(身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会におけるテレビ電話装置等の活用)

第4条 条例第16条第6項第1号に規定する委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して開催することができるものとする。

附則第7項及び第8項中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則第9項中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に、「第7条第3項第1号」を「第9条第3項第1号」に改める。

(軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部改正)

第7条 軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成25年長野県規則第28号）の一部を次のように改正する。

第8条第3号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。)」を加え、同条に次の1号を加える。

- (4) 前3号に掲げる措置の適切な実施を図るための業務を担当する者を置くこと。

第8条を第9条とし、同条の次に次の2条を加える。

(虐待の防止のための措置)

第10条 条例第34条の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 当該軽費老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該軽費老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該軽費老人ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置の適切な実施を図るための業務を担当する者を置くこと。

(電磁的記録等)

第11条 軽費老人ホーム及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、条例及びこの規則の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されており、又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 軽費老人ホーム及びその職員は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下この項において「交付等」という。）のうち、条例及びこの規則の規定において書面で行うことが規定されており、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

第7条第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。)」を加え、同条第3号中「研修」を「研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」に改め、同条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

(身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会におけるテレビ電話装置等の活用)

第6条 条例第17条第5項第1号に規定する委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して開催することができるものとする。

附則第3項中「附則第23項」を「附則第24項」に改める。

附則第23項中「第33条」を「第34条」に、「第5条」を「第5条及び第11条」に、「附則第20項から第22項」を「附則第21項から第

23項」に、「第23項」を「第24項」に改め、同項を附則第24項とし、附則第22項を附則第23項とする。

附則第21項中「附則第23項」を「附則第24項」に改め、同項を附則第22項とし、附則第17項から第20項までを1項ずつ繰り下げる。

附則第16項中「附則第10項及び第13項」を「附則第11項及び第14項」に改め、同項を附則第17項とする。

附則第15項中「附則第10項」を「附則第11項」に改め、同項を附則第16項とし、附則第14項を附則第15項とする。

附則第13項中「附則第10項第2号」を「附則第11項第2号」に改め、同項を附則第14項とする。

附則第12項中「附則第10項第3号」を「附則第11項第3号」に改め、同項を附則第13項とし、附則第7項から第11項までを1項ずつ繰り下げ、附則第6項の次に次の1項を加える。

7 軽費老人ホームA型は、入所者に対する虐待の防止及び差別の禁止その他の人権の擁護のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施するなどの措置を講じなければならない。

(介護医療院の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行規則の一部改正)

第8条 介護医療院の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行規則(平成30年長野県規則第18号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「第15条」を「第18条」に改め、同項第6号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第4項ただし書を次のように改める。

ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。

第3条第2号のイ中「第14条第1項第2号のイ」を「第16条第1項第2号」に改め、同号のイ中「第14条第1項第2号のイ」を「第16条第1項第2号」に改め、同イの次に次のように加える。

ウ 臨床検査施設において検体検査を実施する場合にあつては、医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第9条の7から第9条の7の3までの規定を準用する。

第3条第3号のイ中「第14条第1項第3号のイ」を「第16条第1項第3号のイ」に改める。

第4条第1項第2号のイ中「第31条」を「第31条第1項」に改め、同号のイ中「第31条」を「第31条第1項」に、「訓練」を「避難訓練、救出訓練その他必要な訓練」に、「同条」を「同項」に改め、同条第3項第3号中「(昭和23年厚生省令第50号)」を削る。

第15条を第18条とし、同条の次に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第19条 介護医療院及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、条例及びこの規則の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されており、又は想定されるもの(条例第10条第1項及び第13条第1項並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 介護医療院及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下この項において「交付等」という。)のうち、条例及びこの規則の規定において書面で行うことが規定されており、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

第14条第1項第2号のイの次に次のように加える。

ウ 臨床検査施設において検体検査を実施する場合にあつては、医療法施行規則第9条の7から第9条の7の3までの規定を準用する。

第14条第1項第5号のイ中「おおむね」を「原則としておおむね」に、「する」を「し、15人を超えない」に改め、同条第2項を削り、同条第3項を同条第2項とし、同条を第16条とし、同条の次に次の1条を加える。

(ユニット型介護医療院で開催する身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会におけるテレビ電話装置等の活用)

第17条 条例第45条第8項第1号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。

第13条第3号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。)」を加え、同条に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置の適切な実施を図るための業務を担当する者を置くこと。

第13条を第14条とし、同条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止のための措置)

第15条 条例第39条の2の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

(1) 当該介護医療院における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該介護医療院における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該介護医療院において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置の適切な実施を図るための業務を担当する者を置くこと。

第12条第1項第1号中「第14条第1項第2号のイ」を「第16条第1項第2号のイ」に改め、同条第2項中「第12条第1項第1号」を「第13条第1項第1号」に、「第12条第1項第2号」を「第13条第1項第2号」に、「第12条第1項第3号」を「第13条第1項第3号」に、

「第12条第1項第4号」を「第13条第1項第4号」に改め、同条を第13条とする。

第11条第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。)」を加え、同条第3号中「研修」を「研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」に改め、同条を第12条とし、第10条を第11条とし、第9条を第10条とする。

第8条第7項中「第5項」を「第6項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第4項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 条例第16条第5項に規定するサービス担当者会議は、テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。ただし、入所者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者又はその家族の同意を得なければならない。

第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

(身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会におけるテレビ電話装置等の活用)

第8条 条例第15条第6項第1号に規定する委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して開催することができるものとする。

附則第2項中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に、「次項」を「次項及び附則第4項」に改める。

附則第4項中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改め、同項を附則第5項とする。

附則第3項中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に、「第14条の」を「第16条の」に、「第14条第1項第2号のアの(イ)」を「第16条第1項第2号のアの(イ)」に改め、同項を附則第4項とし、附則第2項の次に次の1項を加える。

3 病床を有する診療所の開設者が、当該診療所の病床を令和6年3月31日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の浴室については、第3条第7号のイ及び第16条第1項第6号のイの規定にかかわらず、新築、増築又は全面的な改築の工事が終了するまでの間、一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した設備を設けることとする。

(旧介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部改正)

第9条 旧介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成30年長野県規則第19号)の一部を次のように改正する。

第4条中「第2条第6項」を「第5条第1項」に改め、同条第1号のイを次のように改める。

イ ユニット型指定介護療養型医療施設 1.2メートル以上とすること。ただし、中廊下にあつては、1.6メートル以上とすること。

第4条を第6条とし、同条の次に次の7条を加える。

(身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会におけるテレビ電話装置等の活用)

第7条 条例第6条第1項第1号に規定する委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して開催することができるものとする。

(サービス担当者会議におけるテレビ電話装置等の活用)

第8条 サービス担当者会議(施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員及びその他の指定介護療養施設サービスの提供に当たる従業者により構成する会議をいう。)は、テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。ただし、入院患者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入院患者又はその家族の同意を得なければならない。

(感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会におけるテレビ電話装置等の活用)

第9条 当該指定介護療養型医療施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。

(事故発生の防止のための委員会におけるテレビ電話装置等の活用)

第10条 事故発生の防止のための委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。

(虐待の防止のための措置)

第11条 条例第6条第15項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

(1) 当該指定介護療養型医療施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護療養型医療施設における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護療養型医療施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置の適切な実施を図るための業務を担当する者を置くこと。

(ユニット型指定介護療養型医療施設の病室)

第12条 条例第7条第3項の規定により定める病室の基準は、次に定める基準とする。

(1) 一の病室の定員は、1人とすること。ただし、入院患者への指定介護療養施設サービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。

(2) いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設け、一のユニットの入院患者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。

(3) 一の病室の床面積は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、第1号ただし書に規定する場合にあっては、21.3平方メ

ートル以上とすること。

(電磁的記録等)

第13条 指定介護療養型医療施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、条例及びこの規則の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されており、又は想定されるもの(指定介護療養施設サービスの提供を求められた場合にその者の提示する被保険者証によって行う被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間の確認並びに当該患者の被保険者証への入院の年月日、入院している介護保険施設の種類及び名称並びに退院の年月日の記載並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定介護療養型医療施設及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下この項において「交付等」という。)のうち、条例及びこの規則の規定において書面で行うことが規定されており、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

第3条第1項中「第2条第5項」を「第4条第4項」に改め、同項第1号中「、薬剤師及び栄養士」を「及び薬剤師」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号の次に次の1号を加える。

(6) 栄養士又は管理栄養士 老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床の数が100以上の指定介護療養型医療施設にあつては、1以上

第3条を第5条とし、同条の前に次の1条を加える。

第4条 条例第4条第3項の規定により定める医師及び薬剤師並びに栄養士又は管理栄養士の員数の基準は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

(1) 医師及び薬剤師 それぞれ医療法上必要とされる数以上

(2) 栄養士又は管理栄養士 老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床の数が100以上の指定介護療養型医療施設にあつては、1以上

第2条の前の見出しを削り、同条第1項中「第2条第4項」を「第4条第2項」に、「次条」を「第5条第2号」に改め、同項第1号中「(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下この項及び第4条において同じ。)」を削り、同条を第3条とし、第1条の次に次の見出し及び1条を加える。

(従業者)

第2条 条例第4条第1項の規定により定める医師及び薬剤師並びに栄養士又は管理栄養士の員数の基準は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

(1) 医師及び薬剤師 それぞれ医療法(昭和23年法律第205号)に規定する療養病床を有する病院として必要とされる数以上

(2) 栄養士又は管理栄養士 療養病床が100以上の指定介護療養型医療施設にあつては、1以上

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第3条中介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則第10条に1号を加える改正規定、第4条中介護老人保健施設の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行規則第12条に1号を加える改正規定、第5条中養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則第6条に1号を加える改正規定、第6条中特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則第5条に1号を加える改正規定、第7条中軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則第8条に1号を加える改正規定及び第8条中介護医療院の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行規則第13条に1号を加える改正規定 令和3年10月1日

(2) 第3条中介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則第9条第3号の改正規定、第4条中介護老人保健施設の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行規則第11条第3号の改正規定、第5条中養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則第5条第3号の改正規定、第6条中特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則第4条第3号の改正規定、第7条中軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則第7条第3号の改正規定及び第8条中介護医療院の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行規則第11条第3号の改正規定 令和6年4月1日

(ユニットの定員に係る経過措置)

2 この規則の施行の日以降、当分の間、第3条の規定による改正後の介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則(以下「新指定介護老人福祉施設基準条例施行規則」という。)第13条第1号の(ア)の(ウ)の規定により入所定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型指定介護老人福祉施設(介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長野県条例第53号)第2条第2項に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。)は、新指定介護老人福祉施設基準条例施行規則第2条第1項第3号の(ア)に定める基準及び新指定介護老人福祉施設基準条例施行規則第15条各号に掲げる基準を満たすほか、当該ユニット型指定介護老人福祉施設における夜間及

び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

- 3 前項の規定は、第1条の規定による改正後の介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（以下「新指定居宅サービス等基準条例施行規則」という。）第53条第1項第1号のア、第2条の規定による改正後の介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行規則（以下「新指定介護予防サービス等基準条例施行規則」という。）第49条第1項第1号のア、第4条の規定による改正後の介護老人保健施設の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行規則（以下「新介護老人保健施設基準条例施行規則」という。）第15条第1項第3号のア、第6条の規定による改正後の特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則（以下「新特別養護老人ホーム基準条例施行規則」という。）第9条第1項第1号のイ及び第8条の規定による改正後の介護医療院の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行規則（以下「新介護医療院基準条例施行規則」という。）第16条第1項第5号のアの規定の適用について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、前項中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

左 欄	中 欄	右 欄
新指定居宅サービス等基準 条例施行規則第53条第1項 第1号のア	入所定員	利用定員
	新指定介護老人福祉施設基準 条例施行規則第2条第1項第 3号のア	新指定居宅サービス等基準条例施行規則第45条第1 項第3号
新指定介護予防サービス等 基準条例施行規則第49条第 1項第1号のア	入所定員	利用定員
	新指定介護老人福祉施設基準 条例施行規則第2条第1項第 3号のア	新指定介護予防サービス等基準条例施行規則第41条 第1項第3号
新介護老人保健施設基準条 例施行規則第15条第1項第 3号のア	新指定介護老人福祉施設基準 条例施行規則第15条各号	新指定介護予防サービス等基準条例施行規則第51条 各号
	入所定員	入居定員
新特別養護老人ホーム基準 条例施行規則第9条第1項 第1号のイ	新指定介護老人福祉施設基準 条例施行規則第2条第1項第 3号のア	新介護老人保健施設基準条例施行規則第2条第1項 第3号
	新指定介護老人福祉施設基準 条例施行規則第15条各号	新介護老人保健施設基準条例施行規則第17条各号
新介護医療院基準条例施行 規則第16条第1項第5号の ア	入所定員	入居者の定員
	新指定介護老人福祉施設基準 条例施行規則第2条第1項第 3号のア	新特別養護老人ホーム基準条例施行規則第3条第1 項第4号のア
新指定介護老人福祉施設基準 条例施行規則第15条各号	新指定介護老人福祉施設基準 条例施行規則第15条各号	新特別養護老人ホーム基準条例施行規則第11条各号
	入所定員	入居者の定員
新指定介護老人福祉施設基準 条例施行規則第2条第1項第 3号のア	新指定介護老人福祉施設基準 条例施行規則第2条第1項第 3号のア	新介護医療院基準条例施行規則第2条第1項第3号 及び第4号並びに第7項第2号
	新指定介護老人福祉施設基準 条例施行規則第15条各号	新介護医療院基準条例施行規則第18条各号

- 4 この規則の施行の日以降、当分の間、第9条の規定による改正後の旧介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（以下「新介護療養型医療施設基準条例施行規則」という。）第12条第2号の規定により入院患者の定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型指定介護療養型医療施設（旧介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第54号）第2条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設をいう。以下この項において同じ。）は、次に掲げる基準を満たすほか、当該ユニット型指定介護療養型医療施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

(1) 次のアからオまでに掲げる指定介護療養型医療施設の区分に応じ、それぞれアからオまでに定める基準

ア 療養病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下この号において同じ。）を有する病院である指定介護療養型医療施設（エに掲げる指定介護療養型医療施設を除く。） 次の（ア）又は（イ）に掲げる区分に応じ、それぞれ（ア）又は（イ）に定める基準

（ア）療養病床に係る病室によって構成される病棟（療養病床が病棟の一部である場合は、当該一部。以下この項において「療養病床に係る病棟」という。）に置くべき看護師又は准看護師（以下この項において「看護職員」という。）の員数 常勤換算方

法（当該従業者のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該指定介護療養型医療施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。以下この項において同じ。）で、療養病床に係る病棟における入院患者の数が6又はその端数を増すごとに1以上

(イ) 療養病床に係る病棟に置くべき介護職員の員数 常勤換算方法で、療養病床に係る病棟における入院患者の数が6又はその端数を増すごとに1以上

イ 療養病床を有する診療所である指定介護療養型医療施設 療養病床に係る病室に置くべき看護職員及び介護職員の員数が、常勤換算方法で、療養病床に係る病室における入院患者の数が3又はその端数を増すごとに1以上。ただし、そのうちの1については看護職員とするものとする。

ウ 老人性認知症疾患療養病棟（介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下この号において同じ。）を有する病院である指定介護療養型医療施設（オに掲げる指定介護療養型医療施設を除く。）次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める基準

(ア) 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき看護職員の員数 次のa又はbに掲げる基準

a 老人性認知症疾患療養病棟（医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第43条の2の規定の適用を受ける病院が有するものに限る。）にあつては、常勤換算方法で、当該病棟における入院患者の数が3又はその端数を増すごとに1以上

b 老人性認知症疾患療養病棟（(ア)の規定の適用を受けるものを除く。）にあつては、常勤換算方法で、当該病棟における入院患者の数が4又はその端数を増すごとに1以上

(イ) 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき介護職員の員数 常勤換算方法で、老人性認知症疾患療養病棟における入院患者の数が8又はその端数を増すごとに1以上

エ 療養病床を有する病院（平成24年3月31日において、医療法施行規則第52条の規定の適用を受けていたものに限る。）である指定介護療養型医療施設

新介護療養型医療施設基準条例施行規則第3条第1項に規定する看護職員及び介護職員の員数の基準

オ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院（平成24年3月31日において、医療法施行規則第52条の規定の適用を受けていたものに限る。）である指定介護療養型医療施設 新介護療養型医療施設基準条例施行規則第5条第1項に規定する従業者の員数の基準（同項第2号及び第3号に係るものに限る。）

(2) 次のアからウまでに掲げる職員配置を行っていること。

ア 昼間については、ユニット（旧介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例第2条に規定するユニットをいう。以下この号及び附則第6項において同じ。）ごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。

イ 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を勤務に従事する職員として配置すること。

ウ ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

5 この規則の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この規則の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室、療養室又は病室（以下この項において「居室等」という。）であつて、第1条の規定による改正前の介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則第53条第2項、第2条の規定による改正前の介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行規則第49条第2項、第3条の規定による改正前の介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則第11条第1号の(オ)、第4条の規定による改正前の介護老人保健施設の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行規則第13条第2項、第6条の規定による改正前の特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則第7条第1項第1号の(エ)のb及び第8条の規定による改正後の介護医療院の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行規則第14条第2項の規定の要件を満たしている居室等については、なお従前の例による。

6 この規則の施行の際現に存する介護療養型医療施設のユニットに属さない病室を改修する場合であつて入院患者同士の視線の遮断が確保されるときは、当該病室を隔てる壁は、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えないものとする。

介護支援課

長野県住宅宿泊事業の適正な実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和3年4月1日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第76号

長野県住宅宿泊事業の適正な実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則

長野県住宅宿泊事業の適正な実施に関する条例施行規則（平成30年長野県規則第39号）の一部を次のように改正する。

別表第1の南佐久郡佐久穂町の項中「佐久穂町障害者福祉施設」を「佐久穂町障害者福祉施設陽だまりの家」に改め、同表の北安

曇郡池田町の項を次のように改める。

北安曇郡池田町	池田児童クラブ 会染児童センター 池田町交流センター
---------	----------------------------

別表第3の茅野市の項中「組合立諏訪中央病院 ちの泌尿器科」を「組合立諏訪中央病院」に、「寿和寮」を「グループホーム寿和寮」に、「ケアホームここんち」を「ここんち」に改め、同表の小県郡長和町の項中「依田窪老人保健施設いこい」を「依田窪老人保健施設」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

食品・生活衛生課

長野県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和3年4月1日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第77号

長野県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

長野県立自然公園条例施行規則（昭和35年長野県規則第53号）の一部を次のように改正する。

「
様式第1号中 住所及び氏名 $\left(\begin{array}{l} \text{法人にあつては、主たる} \\ \text{事務所の所在地及び氏名} \\ \text{並びに代表者の氏名} \end{array} \right)$ ㊦ を
」

「
住所及び氏名 $\left(\begin{array}{l} \text{法人にあつては、主たる} \\ \text{事務所の所在地及び氏名} \\ \text{並びに代表者の氏名} \end{array} \right)$ に改め、同様式の備考の1を削り、同備考の2を同備考の
」

1とし、同備考の3を同備考の2とする。

「
様式第2号中 住所及び氏名 $\left(\begin{array}{l} \text{法人にあつては、主たる} \\ \text{事務所の所在地及び氏名} \\ \text{並びに代表者の氏名} \end{array} \right)$ ㊦ を
」

「
住所及び氏名 $\left(\begin{array}{l} \text{法人にあつては、主たる} \\ \text{事務所の所在地及び氏名} \\ \text{並びに代表者の氏名} \end{array} \right)$ に改め、同様式の備考の1を削り、同備考の2を同備考の
」

1とし、同備考の3を同備考の2とし、同備考の4を同備考の3とする。

「
様式第3号中 住所及び氏名 $\left(\begin{array}{l} \text{法人にあつては、主たる} \\ \text{事務所の所在地及び氏名} \\ \text{並びに代表者の氏名} \end{array} \right)$ ㊦ を
」

「
住所及び氏名 $\left(\begin{array}{l} \text{法人にあつては、主たる} \\ \text{事務所の所在地及び氏名} \\ \text{並びに代表者の氏名} \end{array} \right)$ に改め、同様式の備考の1を削り、同備考の2を同備考と
」

する。

「
 法人にあつては、主たる
 様式第4号中 事務所の所在地及び氏名 ㊟ を
 並びに代表者の氏名
 」

「
 主たる事務所の所在地及
 び代表者の氏名 に改め、同様式の備考の1を削り、同備考の2を同備考とする。
 」

様式第5号中「住所及び氏名 ㊟」を「住所及び氏名 」に改め、同様式の備考の1を削り、同備考の2を同備考とする。

「
 様式第6号中 住所及び氏名 法人にあつては、主たる
事務所の所在地及び氏名
並びに代表者の氏名 ㊟ を
 」

「
 住所及び氏名 法人にあつては、主たる
事務所の所在地及び氏名
並びに代表者の氏名 に改め、同様式の備考の1を削り、同備考の2を同備考と
 する。
 」

「
 様式第7号中 住所及び氏名 法人にあつては、主たる
事務所の所在地及び氏名
並びに代表者の氏名 ㊟ を
 」

「
 住所及び氏名 法人にあつては、主たる
事務所の所在地及び氏名
並びに代表者の氏名 に改め、同様式の備考を削る。
 」

「
 様式第8号中の工作物の場合中 申請者の住所及び氏名 法人にあつては、主たる
事務所の所在地及び氏名
並びに代表者の氏名 ㊟ を
 」

「
 申請者の住所及び氏名 法人にあつては、主たる
事務所の所在地及び氏名
並びに代表者の氏名 に改め、同工作物の場合の備考の1を削り、同備考
 」

「
 の2を同備考とし、同様式の木竹伐採の場合中 申請者の住所及び氏名 法人にあつては、主たる
事務所の所在地及び氏名
並びに代表者の氏名 ㊟ を
 」

「
 申請者の住所及び氏名 法人にあつては、主たる
事務所の所在地及び氏名
並びに代表者の氏名 に改め、同木竹伐採の場合の備考の1を削り、同
 」

備考の2を同備考とし、同様式の鉱物掘採（土石採取）の場合中

「
申請者の住所及び氏名 $\left(\begin{array}{l} \text{法人にあつては、主たる} \\ \text{事務所の所在地及び氏名} \\ \text{並びに代表者の氏名} \end{array} \right)$ ㊤ を
」

「
申請者の住所及び氏名 $\left(\begin{array}{l} \text{法人にあつては、主たる} \\ \text{事務所の所在地及び氏名} \\ \text{並びに代表者の氏名} \end{array} \right)$ に改め、同鉱物掘採（土石採取）の場合の備考の
」

1を削り、同備考の2を同備考とし、同様式の水位（水量）の増減の場合中

「
申請者の住所及び氏名 $\left(\begin{array}{l} \text{法人にあつては、主たる} \\ \text{事務所の所在地及び氏名} \\ \text{並びに代表者の氏名} \end{array} \right)$ ㊤ を
」

「
申請者の住所及び氏名 $\left(\begin{array}{l} \text{法人にあつては、主たる} \\ \text{事務所の所在地及び氏名} \\ \text{並びに代表者の氏名} \end{array} \right)$ に改め、同水位（水量）の増減の場合の備考の1
」

を削り、同備考の2を同備考とし、同様式の汚水等の排出の場合中

「
申請者の住所及び氏名 $\left(\begin{array}{l} \text{法人にあつては、主たる} \\ \text{事務所の所在地及び氏名} \\ \text{並びに代表者の氏名} \end{array} \right)$ ㊤ を
」

「
申請者の住所及び氏名 $\left(\begin{array}{l} \text{法人にあつては、主たる} \\ \text{事務所の所在地及び氏名} \\ \text{並びに代表者の氏名} \end{array} \right)$ に改め、同汚水等の排出の場合の備考の1を削り、
」

同備考の2を同備考とし、同様式の広告物設置の場合中

「
申請者の住所及び氏名 $\left(\begin{array}{l} \text{法人にあつては、主たる} \\ \text{事務所の所在地及び氏名} \\ \text{並びに代表者の氏名} \end{array} \right)$ ㊤ を
」

「
申請者の住所及び氏名 $\left(\begin{array}{l} \text{法人にあつては、主たる} \\ \text{事務所の所在地及び氏名} \\ \text{並びに代表者の氏名} \end{array} \right)$ に改め、同広告物設置の場合の備考の1を削り、
」

同備考の2を同備考とし、同様式の物の集積（貯蔵）の場合中

「
申請者の住所及び氏名 $\left(\begin{array}{l} \text{法人にあつては、主たる} \\ \text{事務所の所在地及び氏名} \\ \text{並びに代表者の氏名} \end{array} \right)$ ㊤ を
」

「申請者の住所及び氏名
 〔法人にあつては、主たる事務所の所在地及び氏名並びに代表者の氏名〕」
 に改め、同物の集積（貯蔵）の場合の備考の1を

削り、同備考の2を同備考とし、同様式の水面埋立（干拓）の場合中

「申請者の住所及び氏名
 〔法人にあつては、主たる事務所の所在地及び氏名並びに代表者の氏名〕」
 ㊦ を

「申請者の住所及び氏名
 〔法人にあつては、主たる事務所の所在地及び氏名並びに代表者の氏名〕」
 に改め、同水面埋立（干拓）の場合の備考の1を

削り、同備考の2を同備考とし、同様式の土地形状変更の場合中

「申請者の住所及び氏名
 〔法人にあつては、主たる事務所の所在地及び氏名並びに代表者の氏名〕」
 ㊦ を

「申請者の住所及び氏名
 〔法人にあつては、主たる事務所の所在地及び氏名並びに代表者の氏名〕」
 に改め、同土地形状変更の場合の備考の1を削り、

同備考の2を同備考とし、同様式の植物等採取（損傷）の場合中

「申請者の住所及び氏名
 〔法人にあつては、主たる事務所の所在地及び氏名並びに代表者の氏名〕」
 ㊦ を

「申請者の住所及び氏名
 〔法人にあつては、主たる事務所の所在地及び氏名並びに代表者の氏名〕」
 に改め、同植物等採取（損傷）の場合の備考の1

を削り、同備考の2を同備考とし、同様式の工作物等の色彩変更の場合中

「申請者の住所及び氏名
 〔法人にあつては、主たる事務所の所在地及び氏名並びに代表者の氏名〕」
 ㊦ を

「申請者の住所及び氏名
 〔法人にあつては、主たる事務所の所在地及び氏名並びに代表者の氏名〕」
 に改め、同工作物等の色彩変更の場合の備考の1

を削り、同備考の2を同備考とし、同様式の指定区域内への立入りの場合中

「
 申請者の住所及び氏名 $\left(\begin{array}{l} \text{法人にあつては、主たる} \\ \text{事務所の所在地及び氏名} \\ \text{並びに代表者の氏名} \end{array} \right)$ ㊦ を
 」

「
 申請者の住所及び氏名 $\left(\begin{array}{l} \text{法人にあつては、主たる} \\ \text{事務所の所在地及び氏名} \\ \text{並びに代表者の氏名} \end{array} \right)$ に改め、同指定区域内への立入りの場合の備考の
 」

1を削り、同備考の2を同備考とし、同様式の車馬（動力船、航空機）の使用（着陸）の場合中

「
 申請者の住所及び氏名 $\left(\begin{array}{l} \text{法人にあつては、主たる} \\ \text{事務所の所在地及び氏名} \\ \text{並びに代表者の氏名} \end{array} \right)$ ㊦ を
 」

「
 申請者の住所及び氏名 $\left(\begin{array}{l} \text{法人にあつては、主たる} \\ \text{事務所の所在地及び氏名} \\ \text{並びに代表者の氏名} \end{array} \right)$ に改め、同車馬（動力船、航空機）の使用（着陸）
 」

の場合の備考の1を削り、同備考の2を同備考とする。

「
 様式第9号の木竹植栽の場合中 住所及び氏名 $\left(\begin{array}{l} \text{法人にあつては、主たる} \\ \text{事務所の所在地及び氏名} \\ \text{並びに代表者の氏名} \end{array} \right)$ ㊦ を
 」

「
 住所及び氏名 $\left(\begin{array}{l} \text{法人にあつては、主たる} \\ \text{事務所の所在地及び氏名} \\ \text{並びに代表者の氏名} \end{array} \right)$ に改め、同木竹植栽の場合の備考の1を削り、同備考の2を
 」

「
 同備考とし、同様式の家畜放牧の場合中 住所及び氏名 $\left(\begin{array}{l} \text{法人にあつては、主たる} \\ \text{事務所の所在地及び氏名} \\ \text{並びに代表者の氏名} \end{array} \right)$ ㊦ を
 」

「
 住所及び氏名 $\left(\begin{array}{l} \text{法人にあつては、主たる} \\ \text{事務所の所在地及び氏名} \\ \text{並びに代表者の氏名} \end{array} \right)$ に改め、同家畜放牧の場合の備考の1を削り、同備考の2を
 」

同備考とする。

「
 様式第10号中 住所及び氏名 $\left(\begin{array}{l} \text{法人にあつては、主たる} \\ \text{事務所の所在地及び氏名} \\ \text{並びに代表者の氏名} \end{array} \right)$ ㊦ を
 」

「住所及び氏名」
 「法人にあつては、主たる
 事務所の所在地及び氏名
 並びに代表者の氏名」
 に改め、同様式の備考の1を削り、同備考の2を同備考とする。

「様式第11号中住所及び氏名」
 「法人にあつては、主たる
 事務所の所在地及び氏名
 並びに代表者の氏名」
 ㊦を

「住所及び氏名」
 「法人にあつては、主たる
 事務所の所在地及び氏名
 並びに代表者の氏名」
 に改め、同様式の備考の1を削り、同備考の2を同備考とする。

「様式第12号中住所及び氏名」
 「法人にあつては、主たる
 事務所の所在地及び氏名
 並びに代表者の氏名」
 ㊦を

「住所及び氏名」
 「法人にあつては、主たる
 事務所の所在地及び氏名
 並びに代表者の氏名」
 に改め、同様式の備考の1を削り、同備考の2を同備考とする。

「様式第14号中請求者の住所及び氏名」
 「法人にあつては、主たる
 事務所の所在地及び氏名
 並びに代表者の氏名」
 ㊦を

「請求者の住所及び氏名」
 「法人にあつては、主たる
 事務所の所在地及び氏名
 並びに代表者の氏名」
 に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

自然保護課

長野県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和3年4月1日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第78号

長野県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

長野県自然環境保全条例施行規則（昭和54年長野県規則第30号）の一部を次のように改正する。

様式第2号中「申請者の住所及び氏名」
 ㊦を「申請者の住所及び氏名」に改め、同様式の
 備考を削る。

様式第3号中「届出者の住所及び氏名」
 ㊦を「届出者の住所及び氏名」に改め、同様式の
 備考を削る。

様式第4号中「申請者の住所及び氏名 ㊦」を「申請者の住所及び氏名 」に改め、同様式の備考を削る。

様式第5号中「行為者の住所及び氏名 ㊦」を「行為者の住所及び氏名 」に改め、同様式の備考を削る。

様式第6号中「届出者の住所及び氏名 ㊦」を「届出者の住所及び氏名 」に改め、同様式の備考を削る。

様式第8号中「大学の所在地及び名称並びに代表者の氏名 ㊦」を「大学の所在地及び名称並びに代表者の氏名 」に改め、同様式の備考を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

自然保護課

長野県希少野生動植物保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和3年4月1日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第79号

長野県希少野生動植物保護条例施行規則の一部を改正する規則

長野県希少野生動植物保護条例施行規則（平成15年長野県規則第63号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「氏名 ㊦」を「氏名 」に改め、同様式の備考を削る。

様式第2号中「氏名 ㊦」を「氏名 」に改め、同様式の備考の1を削り、同備考の2を同備考の1とし、同備考の3を同備考の2とする。

様式第4号中「名称及び代表者の氏名 ㊦」を「名称及び代表者の氏名 」に改め、同様式の備考の1を削り、同備考の2を同備考とする。

様式第6号中「氏名 ㊦」を「氏名 」に改め、同様式の備考の1を削り、同備考の2を同備考の1とし、同備考の3を同備考の2とする。

様式第7号中「氏名 ㊦」を「氏名 」に改め、同様式の備考の1を削り、同備考の2を同備考の1とし、同備考の3を同備考の2とし、同備考の4を同備考の3とする。

様式第8号中「氏名 ㊦」を「氏名 」に改め、同様式の備考を削る。

様式第9号中「氏名 ㊦」を「氏名 」に改め、同様式の備考を削る。

様式第10号中「氏名 ㊦」を「氏名 」に改め、同様式の備考を削る。

様式第11号中「氏名 ㊦」を「氏名 」に改め、同様式の備考の1を削り、同備考の2を同備考とする。

様式第12号中「氏名 ㊦」を「氏名 」に改め、同様式の備考を削る。

様式第13号中「氏名 ㊦」を「氏名 」に改め、同様式の備考を削る。

様式第14号中「氏名 ㊦」を「氏名 」に改め、同様式の備考を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

自然保護課

信州登山案内人条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和3年4月1日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第80号

信州登山案内人条例施行規則の一部を改正する規則

信州登山案内人条例施行規則（平成24年長野県規則第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び第7条」及び「、作文試験」を削り、同条第2項中「長野県報その他の方法をもって公告」を「インターネットの利用その他の方法により公表」に改める。

第3条第2号中「に関する」を「の」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) その他知事が必要と認める書類

第6条第1項中「を対象としてその」を「の」に、「講習及び実習」を「研修」に改める。

第7条第1項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「第1項第3号又は前項第4号」を「第1項第2号又は前項第3号」に改める。

第8条第1項中「登録証」を「信州登山案内人登録証(様式第3号。以下「登録証」という。)」に改める。

第10条第1項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、同条第3項中「理由及びその」を削る。

附則第2項中「第7条第2項第4号」を「第7条第2項第3号」に改める。

様式第1号中

「
長野県収入証紙欄
(消印をしないこと。)
を
信州登山案内人試験受験申込書
」
「
長野県収入証紙欄
(消印をしないこと。)
に
信州登山案内人試験受験申込書
」
「氏名」を「(ふりがな) 氏名」に改め、同様式の添付書類中

「2 登山等に関する経歴等を記載した書類」を「2 登山等の経歴等を記載した書類
3 その他知事が必要と認める書類」に改める。

様式第2号及び様式第3号を次のように改める。

(様式第2号)(第7条関係)

長野県収入証紙欄
(消印をしないこと。)
信州登山案内人登録申請書

年 月 日

長野県知事

殿

申請者

住所

(ふりがな)

氏名

電話番号

信州登山案内人条例第8条の規定により、下記のとおり登録を申請します。

記

登録の種類	1 新規(信州登山案内人条例第7条第1項の規定による登録) 2 更新(信州登山案内人条例第7条第3項の規定による登録)
登録番号 (更新の場合)	第 号
専門とする案内 地域	1 北アルプス地域 2 中央アルプス・南アルプス地域 3 八ヶ岳地域 4 御嶽山地域 5 北信五岳・志賀高原・関田山脈地域 6 浅間・奥秩父地域

- (備考) 1 長野県収入証紙欄には、登録手数料1,500円分の長野県収入証紙を貼付すること。
2 「登録の種類」は、該当する区分の番号を○で囲むこと。
3 「専門とする案内地域」は、信州登山案内人試験において合格した地域の番号を○で囲むこと。

(添付書類)

- 健康診断書
- 救急法に関する講習を受講したことを証する書類
- 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.5センチメートルのもの)
- 知事が指定する研修を修了したことを証する書類の写し(更新の場合)

(様式第3号) (第8条関係)

(表)

	信州登山案内人登録証			
	登録番号	第 号	登録年月日	年 月 日
氏 名				
専門とする案内地域				写真貼付欄
有効期限	年 月 日			
長野県知事		印		

(裏)

生年月日	年 月 日
住 所	
更新登録年月日	年 月 日
発行年月日	年 月 日

(備考) 用紙の大きさ 縦5.4センチメートル 横8.6センチメートル
様式第5号を次のように改める。

(様式第5号) (第10条関係)

専門とする案内地域の変更申請書

年 月 日

長野県知事 殿

申請者
住所
氏名
(登録番号 第 号)
電話番号

信州登山案内人条例施行規則第10条第1項の規定により、下記のとおり専門とする案内地域の変更を申請します。

記

	変更前の案内地域	変更後の案内地域
変更内容		

- (添付書類) 1 新たに専門とする案内地域にしようとする地域における登山等の経歴等を記載した書類
2 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.5センチメートルのもの)

様式第6号中「氏名 ㊟」を「氏名 ㊟」を
(登録番号 第 号) に、

変更年月日	年	月	日	を
変更事項				

変更事項	に改め、同様式の備考を削る。
変更年月日	

様式第7号中

長野県収入証紙欄 (消印をしないこと。)	を
信州登山案内人登録証再交付申請書	

長野県収入証紙欄 (消印をしないこと。)	に、
信州登山案内人登録証再交付申請書	

「氏名 ㊟」を「氏名 ㊟」を
(登録番号 第 号) に、

申請時において有効な登録	登録年月日	年	月	日	を
	登録番号	第	号		
再交付を求める理由					

再交付を求める理由		に
-----------	--	---

改め、同様式の備考の2を削り、同備考の3を同備考の2とする。

様式第8号中「氏名 ㊟」を「氏名 ㊟」に、

廃業等をした日	年	月	日	を
届出の理由	1 廃業したため 2 死亡したため 3 禁錮以上の刑に処せられたため 4 心身の障害により業務を適正に行うことができないため			

信州登山案内人 氏名	(登録番号 第 号)
届出の理由	1 廃業したため 2 死亡したため 3 禁錮以上の刑に処せられたため 4 心身の障害により業務を適正に行うことができないため
廃業等をした日	年 月 日

に改め、同様式の備考の1を削り、同

備考の2を同備考とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山岳高原観光課

長野県道路占用規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和3年4月1日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第81号

長野県道路占用規則の一部を改正する規則

長野県道路占用規則（昭和28年長野県規則第38号）の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第3号及び様式第4号中「氏名 ㊟」を「氏名 ㊟」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

道路管理課

県営住宅等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和3年4月1日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第82号

県営住宅等に関する規則の一部を改正する規則

県営住宅等に関する規則（昭和44年長野県規則第30号）の一部を次のように改正する。

第22条第2項中「任命」を「委嘱」に改める。

様式第1号中「申込者氏名 ㊟」を「申込者氏名 ㊟」に改め、同様式の備考を削る。

様式第3号中「氏名 ㊟」を「氏名 ㊟」に改め、同様式の備考を削る。

様式第3号の2中「 ㊟」を「」に改め、同様式の備考を削る。

様式第3号の3中「入居者氏名 ㊟」を「入居者氏名 ㊟」に改め、同様式の備考を削る。

様式第4号中「入居者氏名 ㊟」を「入居者氏名 ㊟」に改め、同様式の備考を削る。

様式第5号中「入居者氏名 ㊟」を「入居者氏名 ㊟」に改め、同様式の備考を削る。

様式第9号中「入居者氏名 ㊟」を「入居者氏名 ㊟」に改め、同様式の備考を削る。

様式第10号中「入居者氏名 ㊟」を「入居者氏名 ㊟」に改め、同様式の備考を削る。

様式第10号の2中「入居者氏名 ㊟」を「入居者氏名 ㊟」に改め、同様式の備考を削る。

様式第10号の3中「申請者氏名 ㊟」を「申請者氏名 ㊟」に改め、同様式の備考を削る。

様式第11号中「入居者氏名 ㊟」を「入居者氏名 ㊟」に改め、同様式の備考を削る。

様式第15号中「入居者氏名 ㊟」を「入居者氏名 ㊟」に改め、同様式の備考を削る。

様式第16号中「氏名 ㊟」を「氏名 ㊟」に改め、同様式の備考を削る。

様式第17号中「氏名 ㊟」を「氏名 ㊟」に改め、同様式の備考を削る。

様式第18号中「代表者氏名 ㊟」を「代表者氏名 _____」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

建築住宅課公営住宅室

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第36条第2項の規定による移動等円滑化のために必要な信号機等の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和3年4月1日

長野県公安委員会委員長 矢ヶ崎 学

長野県公安委員会規則第5号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第36条第2項の規定による移動等円滑化のために必要な信号機等の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第36条第2項の規定による移動等円滑化のために必要な信号機等の基準に関する条例施行規則（平成25年長野県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号のA中「できるもの」の次に「(当該表示を開始したこと又は当該表示を継続していることに関する情報を当該視覚障害者が使用する通信端末機器に送信することができるものを含む。)」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

交通規制課